重要事項説明書

樣

社会福祉法人ウエルガーデン ウエルガーデンエミナース春日部

令和 年 月 日

別紙様式

ウエルガーデンエミナース春日部 重要事項説明書

			日
記入者名	佐々木 悟	所属・職名	管理者

1. 事業主体概要

事	事業主体の名称、主たる事 済	务所の所在地及び電話	番号その	他の連絡	各先		
	事業主体の名称	法人等の種類	なし	あ	社会福祉法人		
				ŋ			
		名称	(ふ	りがな) し	しゃかいふくしほうじん うえるが		
			ーでん				
				社会社	畐祉法人 ウエルガーデン		
	事業主体の主たる	〒 121−0823					
	事務所の所在地	東京都足立区伊興三	丁目 7	番	4 号		
	古光子はの法がよ	電話番号		03-5838-0603			
	事業主体の連絡先	FAX番号	03-5838-0604				
		ホームページ	なし				
		アドレス	あり:	http	://www.welgarden.or.jp/		
事	F業主体の代表者の	氏名	鈴木	大			
A	氏名及び職名 職名		理事長				
事	事業主体の設立年月日	昭和 48 年 1	.2 月	13			

事業主体が当該都道府県内で実施す	よる他の介護 かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かん	サービス		
介護サービスの種	介護サービスの種類			所 在 地
			名称	
<居宅サービス>				
訪問介護	あ	なし		
訪問入浴介護	あ	なし		
訪問看護	あ	なし		
訪問リハビリテーション	あ	なし		
居宅療養管理指導	あ	なし		
通所介護	あ	なし	ウエルカ゜ーテ゜ンエミナース春	埼玉県春日部市内牧 3701-1
通所リハビリテーション	あ	なし		
短期入所生活介護	あ	なし		
短期入所療養介護		なし		
特定施設入居者生活介護	あ	なし	ウエルカ゛ーテ゛ンエミナース春	埼玉県春日部市内牧 3701-1
福祉用具貸与	あ	なし		
│ │ │ │ │ │ │ │ │ │	あ	なし		
<地域密着型サービス>				
夜間対応型訪問介護	あ	なし		
認知症対応型通所介護	あ	なし		
小規模多機能型居宅介護	あ	なし		
認知症対応型共同生活介護	あ	なし		
地域密着型特定施設入居者生活分		なし		
地域密着型介護老人福祉施設入	所者 あ	なし		
生活介護	り			
居宅介護支援	あ	なし		
<居宅介護予防サービス>				
介護予防訪問介護	あ	なし		
介護予防訪問入浴介護	あ	なし		
介護予防訪問看護	あ	なし		
介護予防訪問リハビリテーション	/ あ	なし		
介護予防居宅療養管理指導	あ	なし		
介護予防通所介護	あ	なし	ウエルカ゜ーテ゜ンエミナース春	埼玉県春日部市内牧 3701-1
介護予防通所リハビリテーション	/ あ	なし		
介護予防短期入所生活介護	あ	なし		
介護予防短期入所療養介護	あ	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	護 あ	なし	ウエルカ゜ーテ゜ンエミナース春	埼玉県春日部市内牧 3701-1
介護予防福祉用具貸与	あ	なし		
特定介護予防福祉用具販売	あ	なし		
<地域密着型介護予防サービス>				
介護予防認知症対応型通所介護	あ	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	夢	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介	う護 あ	なし		
介護予防支援	あ	なし		
<介護保険施設>				
介護老人福祉施設	あ	なし		
介護老人保健施設	あ	なし		
介護療養型医療施設	あ	なし		

2. 施設概要

2. 心议恢安		
施設の名称、所在地及び電影	話番号その他の連絡先	
施設の名称	(ふりがな) うえる	がーでんえみなーすかすかべ
	ウエル	ガーデンエミナース春日部
施設の所在地	〒 344−0051	
	埼玉県春日部市内牧	3701-1
	電話番号	048-755-1200
施設の連絡先	FAX番号	048-755-1211
	ホームページ	なし
	アドレス	あ り :
		http://welgarden.or.jp/facilities/eminence/
施設の開設年月日		2014 年 6 月 1 日
施設の管理者の氏名	氏名	佐々木 悟
及び職名	職名	管理者
施設までの主な利用交通手具	· 文	
「春日部駅 西口」バン	スターミナル3番乗り	り場より、「春日部エミナース行き」終点・
春日部エミナースまで紹	約20分。バス停から	徒歩1分。
施設の類型及び表示事項	○類型:サービス付	き高齢者向け住宅(一般型特定施設入居者生活介
	護)	
	│ ○居住の権利形態:	賃借権
	○利用料の支払い方	式:月払い方式
	○入居時の要件:要	支援・要介護
	○介護保険:埼玉県	指定介護保険特定施設(一般型特定施設)
	○居室区分:全室個	室
	○介護にかかわる職	員体制: 3:1
介護保険事業所番号	1170603201	
特定施設入居者生活介護の事	事業の開始年月日又は	開始予定年月日、指定又は許可を受けた
年月日(指定又は許可の更新	新を受けた場合にはそ	の年月日)
事業の開始年月日	2016 年 10	月 1 日
指定の年月日	2016 年 10	月 1 日
指定の更新年月日		

3. 従業者に関する事項

職種別の従業者の人数及びその勤務形態

有料老人ホームの人数及びその勤務形態

実人数	常	勤	非	非常勤		常勤換
	専従	非専従	専従	非専		算
				従		人
						数
管理者	1	0	0	0	1	1
生活相談員	0	2	0	0	2	1. 7
看護職員	1	2	0	3	6	4. 3
介護職員	1 6	0	5	0	2 1	20.
						5
機能訓練指導員	0	1	0	3	4	0. 1
計画作成担当者	0	1	1	0	2	0.95
栄養士	0	0	0	0	0	0
調理員	0	0	0	0	0	0
事務員	0	0	1	0	1	1
その他従業者	0	0	5	0	5	4. 2
1 週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数						40
						時間

※ 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤 の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の 従業者の人数に換算した人数をいう。

従業者である介護職員が有している資格

延べ人数	常	勤	非	常勤
	専従	非専従	専従	非専従
社会福祉士	0	0	0	0
介護福祉士	1 0	0	3	0
実務者研修	4	0	2	0
介護職員初任者研修	2	0	1	0
介護支援専門員	0	0	0	0

従業者である機能訓練指導員が有している資格

C. C. S. C. MILLE MINISTER TO C. S. G. T.						
	延べ人数	常	勤	非常勤		
		専従	非専従	専従	非専従	
	理学療法士	0	0	0	0	
	作業療法士	0	0	0	0	
	言語聴覚士	0	0	0	0	
	看護師及び准看護師	0	1	0	3	
	柔道整復士	0	0	0	0	
	あん摩マッサージ指圧	0	0	0	0	
	師					
夜茧	かを行う看護職員及び	最少時の人数(宿直の従事者を除いた人数)			2名	
介護	養職員の人数	平均時の人数			2名	



特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者の 人数及びその勤務形態

(外)人() (1) 到() () ()						
実人数	常	勤	非	常勤	合計	常勤換
	専従	非専従	専従	非専		算
				従		人
						数
生活相談員	0	2	0	0	2	1. 7
看護職員	1	2	0	3	6	4. 3
介護職員	1 6	0	5	0	21	20.
						5
機能訓練指導員	0	1	0	3	4	0. 1
計画作成担当者	0	1	1	0	2	0. 95
その他従業者	0	0	5	0	5	4. 2
週間のうち、常勤の従業	が勤務す~	べき時間数	ζ		•	40
						時間

※ 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤 の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の 従業者の人数に換算した人数をいう。

従業者である介護職員が有している資格

延べ人数	常	勤	非	常勤
	専従	非専従	専従	非専従
社会福祉士	0	0	0	0
介護福祉士	1 0	0	3	0
実務者研修	4	0	2	0
介護職員初任者研修	2	0	1	0
介護支援専門員	0	0	0	0

従業者である機能訓練指導員が有している資格

延べ人数	常	勤	非常勤		
	専従	非専従	専従	非専従	
理学療法士	0	0	0	0	
作業療法士	0	0	0	0	
言語聴覚士	0	0	0	0	
看護師及び准看護師	0	1	0	3	
柔道整復士	0	0	0	0	
あん摩マッサージ指圧	0	0	0	0	
師					

管理者の他の職務との兼務の有無

あり

	なし	あり	資格等の名材
業務に係る資格等			介護福祉士

特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護職員及び介護職員の常勤 換算方法による人数の割合

32 % 3

: 1)



従業者の当該介護サービスに係る	業務に従い	事した経験				
	看護	職員	介記	護職員	生活	相談員
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数	0	1	5	2	0	0
前年度1年間の退職者数	0	0	6	3	0	0
業務に従事した経験年数						
1年未満の者の人数	O	1	1	2	0	0
1年以上3年未満の者の	0	0	6	1	0	0
人数						
3年以上5年未満の者の	1	2	5	2	1	0
人数						
5年以上 10年未満の者の	1	0	4	0	0	0
人数						
10年以上の者の人数	0	0	0	0	1	0
	機	能訓練指	i導員		計画作成担	当者
	(看	護職員の	内数)			
	常勤	b	非常勤	常動	劼	非常勤
前年度1年間の採用者数	0		0	0		0
前年度1年間の退職者数	0		0	0		0
業務に従事した経験年数						
1年未満の者の人数	0		0	0		0
1年以上3年未満の者の	0		1	0		1
人数						
3年以上5年未満の者の	1		2	0		0
人数						
5年以上 10年未満の者の	1		0	0		0
人数						
10年以上の者の人数	0		0	0		0
従業者の健康診断の実施状況				な	l _	あり

4. サービスの内容

施設の運営に関する方針

- ・事業所の介護員等が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定特定施設入居者生活介護事サービス及び指定介護予防特定施設入居者生活介護サービスを提供することを目的とする。
- ・特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画に基づき、入居者が当該施設においてその 有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生 活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行う。
- ・サービスが高齢者の健康と生活の基盤に深く関わるものであることに鑑み、その提供にあたっては、 事故の防止はもとより、高齢者の心理面に配慮するほか、自立援助、家族や公的サービス、関係区市町 村との連携等を旨とし、事業者の責任において適切なサービス提供を行うものとする。
- ・安定かつ継続的な事業運営に努める。

介護サービスの内容、利用定員等

個別機能訓練の実施(介護報酬の加算)の有無	な	あり
夜間看護体制加算(介護報酬の加算)の有無	なし(あり
人員配置が手厚い介護サービスの実施の有無	な	あり
利用者の個別的な選択による介護サービスの実施状況	別	紙

協力医療機関の名称

医療法人忠恕 春日部在宅診療所ウエルネス 埼玉県春日部市内牧 3701 - 1

(協力の内容)

- ○診療科目:内科、小児科、緩和医療
- ○協力内容:往診(月2回)、緊急時対応、健康相談

(医療費その他の費用は入居者の自己負担)

協力医療機関の名称

医療法人春明会 みくに病院

埼玉県春日部市下大増新田 97-1

(協力の内容)

○診療科目:内科、外科、整形外科、消化器系 (内科・外科)、大腸・肛門外科

循環器系、リハビリテーション

○協力内容:緊急時対応、健康相談

(医療費その他の費用は入居者の自己負担)

協力医療機関の名称

医療法人慶寿会 さいたまつきの森クリニック

埼玉県さいたま市岩槻区増長 366-1

(協力の内容)

- ○診療科目:内科、循環器内科、腎臓内科、シャント外来、糖尿病内科、泌尿器科
- ○協力内容:緊急時対応、健康相談

(医療費その他の費用は入居者の自己負担)

協力医療機関の名称

医療法人財団明理会 春日部中央総合病院

埼玉県春日部市緑町 5-9-4

(協力の内容)

○診療科目:内科、神経内科、糖尿病・代謝内科、循環器科、消化器科、呼吸器科

外科、心臓血管外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、形成外科 泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、婦人科、麻酔科、血液浄化センター

内視鏡センター、心臓病センター、放射線科

○協力内容:緊急時対応、健康相談

協力歯科医療機関

なし | あ | 医療法人社団親孝会 第二親和歯科

り 埼玉県越谷市袋山 1447-5 サンリット大

_				袋 101			
(協力	の内容)						
○協力	7内容: 医師(の定期記	方問 (毎	≨週水曜日) による□	腔ケア、	治療、	義歯調整・
	作製(医療	貴その他	1の費用	は入居者の自己負担)			
要介護時	における居室の	り住み替	えに関	する事項			
要介護	時に介護を行	う場所					
介	護居室						
	に居室を住み		合				
	・時介護室へ移る						
	判断基準・		いて				
	(その内名						
	全室介護原	居室であ	り、該	当しません。			
		5 // /m'				4. 1	7 10
	追加的費用の					なし	あり
	居室利用権の		`				
	(その内名	子)					
	 	当却の調	整の右			なし	あり
	(大冶 ・					なし	あり
	従前居室との	•		\(\rangle \lambda_{\sigma} \lambda_{\sigma} \)		-, -, -	0,7,7
	便所の変更					なし	あり
	浴室の変見					なし	あり
	洗面所の変					なし	あり
	台所の有無					なし	あり
	その他の変		無			なし	あり
		<u>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</u>					
介	 ゛護居室へ移るり	易合					
	判断基準・ヨ		いて				
	(その内名						
	医師の意	意見を聴	ぼくこと				
	本人また	たは、身	/元引受	人等の同意を得ること			
	・一定の智	見察期間	を設け	ること			
→ I I	追加的費用の	り有無				なし	あり
1	居室利用権の	り取扱い	`		•		,

(その内容)		
入居一時金償却の調整の有無	なし	あり
従前の居室からの面積の増減の有無	なし	あり
従前居室との仕様の変更		
便所の変更の有無	なし	あり
浴室の変更の有無	なし	あり
洗面所の変更の有無	なし	あり
台所の有無	なし	あり
その他の変更の有無	なし	あり
(その内容)	-	

その他		なり	あり
判断基注	準・手続について		
(2)	の内容)		
	費用の有無	なし	あり
1	用権の取扱い の内容)		
入居一	時金償却の調整の有無	なし	あり
従前の	居室からの面積の増減の有無	なし	あり
從前居	室との仕様の変更		
便所	の変更の有無	なし	あり
浴室	の変更の有無	なし	あり
光面	听の変更の有無	なし	あり
台所	の有無	なし	あり
	他の変更の有無	なし	あり
	(その内容)		
施設の入居に関す	る要件		
自立している者	を対象	なし	(あり)
要支援の者を対		なし	あり
要介護の者を対	象	なし	あり
留意事項			
製約の解除の内容	【建物賃貸借契約書】第14・15・16条 (契約の解除)	 参照。	
	第14条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反し	た場合にお	おいて、甲
	が相当の期間を定めて当該義務の 履行を備	告したに	もかかわら
	ず、その期間内に当該義務が履行されないと することができる。	きは、本勢	契約を解除

- 一 第4条第1項に規定する賃料支払義務
- 二 第6条第2項に規定する共益費支払義務
- 三 第11条第1項後段に規定する費用負担義務
- 四 第3条に規定する本物件の使用目的遵守義務
- 五 第9条各項に規定する義務
- 六 その他本契約書に規定する乙の義務
- 2 甲は、乙が年齢を偽って入居資格を有すると誤認させるなどの 不正の行為によって本物件に入居したときは、本契約を解除する ことができる。

(借主からの解約)

- 第15条 乙は、甲に対して少なくとも30日前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、解約申入れの日から30日分の 賃料(本契約の解約後の賃料相当額及び状況把握・生活相談サー ビスの利用終了までの料金を含む。)を甲に支払うことにより、 解約申入れの日から起算して30日を経過する日までの間、随時に 本契約を解約することができる。

(貸主からの解約)

- 第16条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、乙に 対して少なくとも6か月前に書面により解約の申し入れを行うこ とができる。
- 1 物件の老朽、損傷、一部の滅失その他の事由により、家賃の価格その他の事情に照らし、本物件を法第54条第1号に掲げる基準等を勘案して適切な規模、構造及び設備を有する賃貸住宅として維持し、又は当該賃貸住宅に回復するのに過分の費用を要するに至ったとき
- 2 乙が本物件に長期にわたって居住せず、かつ、当面居住する見 込みがないことにより、本物件を適正に管理することが困難と なったとき

【介護保険・利用契約書】詳細は、第16条参照。

- ・利用者は、事業者に対して(30日間の予告期間をおいて)文書で通知することにより、この契約を解約することができる。
- ・次の事由に該当した場合、事業者は、利用者に対して、 30 日間 の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解約 することができる。
 - (1) 利用者のサービス利用料金の支払が正当な理由なく3か 月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 15日間以 内に支払われない場合
 - (2) 利用者が、事業者やサービス従業者または他の入居者 に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
- (3) やむを得ない事情により施設を閉鎖または縮小する場合・次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - (1) 利用者が他の介護保険施設に入所した場合
 - (2) 利用者が死亡した場合

入居定員

6 3人

その他

	施	西設、設備等の状況							
\triangleleft)建物の構造	建築基準法第2条第	第9号の2	に規定す	る耐火建築	築物	なし	あり
			建築基準法第2条第	第9号の3	に規定す	る準耐火薬	建築物	なし	あり
		居室の状況	区	分		室数	人数	(1	の居室の
									床面積
1			一般居室個室	あり	なし				m²
			一般居室相部	あり	なし				m²
			屋	α) 9	14 C				m²
									m²
4	\sqcup		介護居室個室	あり	なし	60			22.62 ~
			A						73. 59 m²
			介護居室相部	あり	なし			-	m²
			屋		0, 0				m ²
			叶人类点						m ²
			一時介護室	あり	なし		_		m ²
									m^2
		 共用便所の設置	10 ヶ所	うた貝		<u> </u> 対応が可能	出た粉		10 ケ
		数	10 7 191	ノウス	(女加((2))	/1 \\[\	出る数		所
		<i>9</i> X		 うち車	· 持子等(D対応が ^T	可能か数	(
		個室の便所の設	60 ヶ所			更所の設置			.00 %
		置数	, , , , ,			の対応が			60 ケ
				, .					所
		浴室の設備状況	浴室の数	個浴	大	浴槽	特殊浴	曹!	リフト浴
				4 ß	比首	0	2 階		
				• 19			1室		
				室					
				3 \$	比首				
				• 4					
				室					
					比 白				
				• 4 室					
		その他 浴室の							
		食堂の設備状況	2 階: 21	 席	3 階	: 20	 席	 4 階	: 19
		X _ P IX WILL VIOL	席	7113	о 14	. 20	7113	- 10	. 10
k	\triangleleft	入居者等が調理					なし		あり
		その他、共用施設	の設備状況					<u> </u>	
		なしあり	(その内容) エントラ	ランス、ロ	ご一、共月	月キッチン	、食堂兼機	能訓練室	、洗濯室
		バリアフリーの対	 · 応状況						
		(その内容) 全	居室内、廊下に手す	トり設置。	車椅子~	で移動可能	能。		

								り
\bigcup	外線電話回線の設	置状況		な	l	一部あり	各居	室内にあ
								り
	テレビ回線の設置	状況		な	l	一部あり	各居	室内にあ
								り
	施設の敷地に関す	る事項					•	
	敷地の面積						41, 10	06, 69 m ²
$> \mid \ \mid$	事業所を運営す	る法人が所	有	な	l	一部あり		あり
	抵当権の設	定		•		なし		あり
	貸借 (借地)						•	
	なし	あり	契約	的期間	始		終	
			契約	りの自動更	新		なし	あり
	施設の建物に関す	る事項					•	
	建物の延床面積						6, 71	0, 34 m ²
	事業所を運営す	る法人が所	 有	な	l	一部あり		あり
	抵当権の設	 定				なし		あり
	貸借 (借家)						<u>'</u>	
	なし	あり	契約	的期間	始I	H26. 6. 1	終 H4	4. 3. 31
			契約	りの自動更	新		なし	あり
						ļ	ļ	$\overline{}$

事業主体や施設に設	置している利用者からの苦情に対応する窓口	
窓口の名称	当ホーム苦情受付窓口	
電話番号	048-755-1200	
対応している時	平日 9 : 00 ~ 17 : 00	
間	土曜 9 : 00 ∼ 17 : 00	
	日曜・祝日 9 : 00 ~ 17 : 00	
定休日等	なし	
上記以外の利用者か	らの苦情に対応する主な窓口等	
窓口の名称	春日部市 介護保険課	
電話番号	048 - 736 - 1111	
対応している時	平日 8 : 30 ~ 17 : 30	
間	土曜	
	日曜・祝日	
定休日等	土日、祝日	
窓口の名称	埼玉県 国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談器	窓口
電話番号	048 - 824 - 2568	
対応している時	平日 8 : 30 ~ 12 :	
間	00 , 13 : 00 ~ 17 :	00
	土曜	
	日曜・祝日	

_						
		定	休日等	土日、祝日		
4	<u>ナー</u>	ビスの提	供により	賠償すべき事故が発生したときの対応		
	1	_{員害賠償}	責任保険	の加入状況		
	\supset	なし	あり	(その内容)		
				あいおいニッセイ同和損保の「介護保	険・社会福祉事	F 業者総合保
				険」に加入しており、サービス提供上の	事故により入居	書者の生命等
				に損害が発生した場合、不可抗力による。	場合を除き賠償	される。
	2	その他、	介護サー	ビスの提供により賠償すべき事故が発生して	たときの対応に	関すること
	b	なし	あり	(その内容)		
	1			【介護保険・利用契約書】詳細は、第	15 条参照。	
				サービス提供に伴い、事業者の責めに帰	すべき事由に。	にり、利用者
				の生命、身体、財産に損害を及びした場	合は、利用者は	こ対しその損
				害を賠償します。		
Ą	ナー	ビスの提	供内容に	関する特色等		
İ		(その内:	 容)			
1	川用を	者等の音	見を把握	する体制、第三者による評価の実施状況等		
'				調査、意見箱等利用者の意見等を把握する		
	\downarrow	なし	あり	実施した年月日		
4	/	,,		当該結果の開示状況	なし	あり
	 	女一 土ル	トフ部年	,	/4 C	α) θ
+	\		,, .	の実施状況		
4	$ \mid$	なし	あり	実施した年月日		
				実施した評価機関の名称	,	
				当該結果の開示状況	なし	あり

5. 利用料金

•	37134	1 -44					
年齢	りょ	り一時金	2の料金が異なる場合			なし	あり
一時	金に	関する費	別用				
	①居	室に要す	-る一時金(一般居室	や介護居室、非	共用部分の	なし	あり
	利	用のため	の家賃相当額に充当	されるもの)			
	名	称					
				最低の額	最高の額	最多	·価格帯
			人の入居の場合	円	円	円	戸
				最低の額	最高の額	最多	·価格帯
			人の入居の場合	円	円	円	戸
				最低の額	最高の額	最多	·価格帯
			人の入居の場合	円	円	円	戸
		・時金の第	正 定根拠				
		(その)内容)				
		·時金の償	貧却に関する事項				
		償却開	始	入居をした人	1	なし	あり

			上記り	以外		(その内容	圣)
		初期償却率(%)					
		償却年月数					
	解	約時返還金の算定方法					
	保	全措置の実施状況	な	あり	(その内容	?)	
			し				
(②利	用者の選定による介護サービ	ス利用料	斗	7DL		あり
	(人	員配置が手厚い場合の介護サ	ービス)				
	(「あり」の場合、その内容、	利用料及	及び算定	根拠)		
	[あり」の場合、介護保険給付	及び利用	用者負担	分による収入	、によって賄え	とない額に
	充	当するものとしての合理的な	積算根拠	儿		なし	あり
	名	称					
	-	時金の償却に関する事項					
		償却開始	入居を	をした月		なし	あり
			サービ	ごス提供を	と開始した月	なし	あり
			上記以	以外		(その内容	(室
		初期償却率(%)					
		償却年月数					
	解	約時返還金の算定方法					
	保	全措置の実施状況	な	あり	(その内容	<u></u>	
			し				

		1		
名称				
一時金の償却に	関する事項			
償却開始		入居をした月	なし	あ
		サービス提供を開始した月	なし	あ
		上記以外	(その内容))
初期償却率	(%)			
償却年月数				
解約時返還金の	算定方法			
保全措置の実施	状況			
なし	あり	(「あり」の場合、その内	容)	
4 その他に要する	一時金		> なし	t
	合、その内容。	、利用料及び算定根拠)		
名称				
	算定方法			
解約時返還金の				
解約時返還金の 保全措置の実施	状況			

介護保険給付以外のサービスに要する費用 月額の場合の利用料の額 管理費 │ なし │ あり 45,000 円 \sim 60 , 000円 (「あり」の場合、その使途) 共用部分・各居室の光熱水費、事務経費、事務管 理部門の人件費、衛生管理費、保守管理費、建物修繕費、備品償却費、建物維持 管理費 ※1室2名入居の場合、別途20 , 000円いただきます。 48,300円 食費 なし あり (「あり」の場合、その内容) 朝食 400 円、昼食 610 円、夕食 600 円を 30 日間喫食した場合 の費用 *申し込み及びキャンセルは 1 日前まで。以降上記料金をキャンセル料とし ていただきます。※軽減税率の対象となり、消費税8%での表記となります。 なししあり 光熱水費 円 利用者の個別的な選択による介護サービス利用料 人員配置が手厚い場合の介護サービス なし あり (「あり」の場合、その内容及び利用料) 「あり」の場合、介護保険給付及び利用者負担分による収入によって賄えな い 額に充当するものとしての合理的な積算根拠 なし あり あり 個別的な選択による介護サービス なし (「あり」の場合、その内容及び利用料) 家賃相当額 なし あり 53, $000\sim90$, 000円 あり その他に必要な月額利用料 なし (「あり」の場合、その内容及び利用料) ■介護予防特定施設入居者生活介護 単位 利用料 利用者 利用者 要介護 月額 月額 般 度 (介護報 負担額【 1 負担額 型 酬総額) [2 割】 (1目につ (1日につ 割】 き) き) (1目につ き) 182 1,869 186 5,580 373 11, 190 要支 援 1 要支 311 3, 193 319 9,570 638 19, 140 援 2 ■特定施設入居者生活介護 利用者 単位 利用料 利用者 月額 月額 要介護 負担額【 1 般 度 (介護報 負担額 型 酬総額) 割】 [2 (1日につ (1目につ 割】

き)

(1目につ

_							
						き)	
	要介	538	5, 525	552	16, 560	1, 105	33, 150
	護 1						
	要介	604	6, 203	620	18,600	1, 240	37, 200
	護 2						
	要介	674	6, 921	692	20, 760	1, 384	41, 520
	護 3						
	要介	738	7, 579	757	22,710	1, 515	45, 450
	護 4						
	要介	807	8, 287	828	24, 840	1, 657	49, 710
	護 5						

■加算

■ル昇				ı	1	
名称	単位	利用料	利用者	月額	利用者	月額
		(介護報	負担額		負担額	
		酬総額)	[1		[2	
			割】		割】	
夜間看護	10	102	11	327	21	654
体制加算		(1日につ	(1日につき)		(1目につ	
		き)			き)	
退院・退	30	308	30		62	
所時連携		(1)目	(1目		(1 目	
加算		につき)	につき)		につき)	
医療機関	80	821	82		164	
連携加算		(1月に	(1月につき)		(1月につき)	
		つき)				
口腔衛生	30	308	31		62	
管理体制		(1月	(1 月につき)		(1 月につき)	
加算		につき)				
科学的介護	40	410	41		82	
推進体制加算		(1 月	(1 月につき)		(1 月につき)	
		につき)				
看取り介護	72	739	73		147	
加算 [(死亡日 45		(1 日	(1 目		(1 目	
日前~ 31 日前)		につき)	につき)		につき)	
看取り介護	144	1, 478	147		295	
加算 [(死亡日30		(1 目	(1 目		(1 目	
日前~ 4 日前)		につき)	につき)		につき)	
看取り介護加	680	6, 983	698		1, 396	
算 【 (死亡日前々		(1 目	(1 目		(1 目	
日、前日)		につき)	につき)		につき)	

	看取り介護	1, 280	13, 145	1, 314		2, 629	
	加算 [(死亡日)		(1 日	(1 目		(1 目	
			につき)	につき)		につき)	
l	サービス	6	61	6	180	12	360
	提供強化		(1 目	(1 目		(1 目	
	加算		につき)	につき)		につき)	
	$({\rm I\hspace{1em}I\hspace{1em}I})$						

※地域区分:6級地

- ※医療機関連携加算、口腔衛生管理体制加算については、月単位での算定となります。
- ※基本報酬、月の総単位数(基本報酬、各種加算単位)に8.2%の加算率を上乗せした介護職員処遇改善加算(I)の金額及び1.2%の加算率を上乗せした介護職員等特定処遇改善加算IIを算定した場合の金額は、請求書に表示します。 [時限措置として]

新型コロナウイルス感染症に対するための特例的な評価とし、令和3年4月から9月末までの間、基本報酬に0.1%の報酬が上乗せされます。

- ※介護保険負担割合証の負担割合(1割~3割)により利用料金に変更があります。
- ※上記利用料金の自己負担額の目安については、介護保険報酬単位数に地域単価 (10.27円)を乗じ、その1割相当額を算出しているため、合計金額の算出では 誤差が生じますのでご了承ください。
- ※月額は1ヶ月30日で計算した場合の料金です。
- ※入居後、非該当(自立)の判定を受けた場合は、生活支援費として、以下をお支払いいただき、【特定施設入居者生活介護、月額利用料等で実施する基本サービス】と同様のサービスを受ける事が出来ます。

	自立	月額	65,0	00円
多の他	也、一時金及び利用料以	外に必要な利用料	なし	あり

(「あり」の場合、その内容及び利用料)

詳細は別紙 ウエルガーデンエミナース春日部「介護サービス等の一覧表」に記載の料金を受領する。

添付書類:「介護サービス等の一覧表」

日

※				
	説明年月日	令和	年	月

説明者署名

※契約を前提として説明を行った場合は、説明を受けた者の署名を求める。